

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成28年7月19日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成28年7月14日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、A市福祉事務所（以下「前実施機関」という。）で法による保護を受給していたが、平成28年6月9日、請求人宅の賃貸借契約の保証人の継続が困難となり退去が必要になったため請求人の就業先に近い処分庁管内の住宅に同月30日に入居することが決まった旨を前実施機関に申し出た。
- 2 平成28年6月10日、前実施機関は、ケース診断会議を開催し、請求人宅の賃貸借契約の保証人であり請求人の就業先の代表者（以下「就業先の代表者」という。）が抛出したとする請求人の転居に伴う費用を、「自立更生を目的として恵与する金銭」に準ずるものとして収入認定しないこと、請求人の転居を処分庁への移管ケースとして取り扱うことを決定した。そして、同月16日、前実施機関ケースワーカーは処分庁へ移管の連絡をした。
- 3 平成28年7月1日、請求人は就業先の代表者とA市社会福祉協議会の職員を伴って処分

庁を訪れ、前実施機関管内の請求人宅の賃貸借契約保証人の不在及び生活苦のため、処分庁に世話になるとの理由により、処分庁に対して保護開始申請（以下「本件開始申請」という。）を行った。

- 4 平成28年7月1日、処分庁は、前実施機関管内からの請求人の転居形態を自立更生には該当せず自己都合転居であると認定するとともに、請求人の手持金を活用すべき資産と認定し、処分庁管内における請求人の最低生活費を考慮すれば約3か月間の生計維持が可能であると判断したことから、本件開始申請を却下する方針とし、就業先の代表者及びA市社会福祉協議会の職員に伝達した。
- 5 平成28年7月14日、処分庁は手持金の活用により最低生活が維持可能であるとの理由により、本件開始申請を却下する生活保護の決定（以下「本件却下決定」という。）を行い、請求人に通知した。
- 6 平成28年7月19日、請求人は、大阪府知事に対し、本件却下決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

ア 請求人は前実施機関管内で生活していたが、住居の保証人であった友人が病気になり保証人の継続が困難となった。家主に相談したところ退去が必要になったため、職場に近い処分庁管内のUR住宅に申込を行った。前実施機関の生活保護は平成28年6月30日で廃止。前実施機関より処分庁に生活保護の移管手続きが出来るため、生活保護費の累積金はそのまま繰り越すことが出来ると聞いていた。

同年7月1日午前11時、A市社会福祉協議会の職員同行の下、処分庁に生活保護の申請を行う。面接担当より申請後2週間～1ヶ月程調査に時間がかかると言われたが、その日の14時頃連絡があり、自己都合による転居のため移管は出来ない、生活保護も却下になるため、通帳の残高が10万円未満になった時に再度申請するように、と電話で連絡があった。生活保護の辞退申込書を処分庁職員に渡され、同月8日に自宅に取りに来るということであったが、断った。

イ 前実施機関から処分庁に請求人に関する情報が送られ、移管手続きが進んでいたにも関わらず保護の継続が出来ず、却下になったこと。

ウ 申請後、電話による、却下連絡があったこと。

エ 希望したわけでもないのに辞退届を書かせようとしたことに対し、不満がある。

オ 平成28年7月8日処分庁職員が訪問し、辞退届を書いて欲しいとなかなか帰ってもらえなかった。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年7月14日付けで処分庁が請求人に対して通知した本件却下決定通知書には、「同月1日付で申請された法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。1 却下の理由 手持金(421,250円)の活用により最低生活が維持可能なため。」との記載がある。

(3) 平成28年9月30日付け及び同年10月26日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年8月22日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成28年6月16日、前実施機関の地区担当員より移管要請の連絡があった。

イ 平成28年7月1日、請求人が就業先の代表者とA市社会福祉協議会の職員を伴って生活保護の申請を行った。

ウ 平成28年7月1日、査察指導員と処理担当が申請内容に基づき、協議を行う。その結果、請求人の転居を自己都合転居と認定。

エ 平成28年7月1日、午後、就業先の代表者とA市社会福祉協議会の職員に対し、累積金全額を手持金として認定。法第4条第1項に基づき請求人の資産の活用を図ることを電話にて伝達した。

オ 平成28年7月4日、前実施機関が処分庁に来所。請求人からの虚偽の申告による不正な手段により保護を受給していたことによる事実認定に誤りがあったことの説明がなされた。

カ 平成28年7月6日、請求人本人に申請取下げ又は申請却下及び不服申し立て制度に

ついて説明を行った。

キ 平成28年7月14日、請求人の居宅にて就業先の代表者立会のもと、本件却下決定通知を手渡しの上説明を行う。

ク 本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った本件却下決定を不当とするものである。争点は、請求人の転居理由に基づく移管認定の適否、及び累積金を手持金認定とする適否である。次の理由によって本件却下決定は適法である。転居理由に基づく移管認定の適否と累積金を手持金認定とする適否に分けて検討する。

まず、請求人は知的障害があり療育手帳（B2）を所持している。そのため、前実施機関管内に在住時からA市社会福祉協議会が金銭管理を含めた生活支援・援助を行っていた。就業先の代表者が事実上、請求人の監護を行っている。

また、移管認定の適否を検討する前に「移管」について定義する。処分庁では、実施機関から新たな実施機関に転出通知を行うことをいう。また新たな実施機関に於いては通常の申請と同様の調査を行うものであって、保護適用を保証するものではないとしている。また移管ケースの手持金については、生活保護運用事例集2006（平成24年度総合修正版、東京都福祉保健局生活福祉部保護課。以下「事例集」という。）、問8-13（移管ケースの手持ち金）により継続ケースとして取り扱っている。

移管の検討を行う。就業先の代表者が請求人の転居に伴う費用（前実施機関管内から処分庁管内）を拋出したことについて、前実施機関は平成28年6月10日にケース検討会議を実施。保護手帳（2015年度版）P339 次第8-3エに記載されている「自立更生を目的として恵与する金銭」を根拠に請求人の収入として認定しない取扱を行った。

「自立更生」とは経済的・日常生活・社会的の各「自立」について助長育成を行い、社会生活に適応させることと解釈する。処分庁管内に転居後も請求人の就業先への送迎は就業先の代表者が行うことから、本件に於いては転居により少なくとも経済的自立の目途が立たないと、転居の目的を達し得ないと判断。また同年7月1日付にて前実施機関で生活保護廃止。同日に処分庁にて保護申請では「自立更生」に該当し得ない。よって、上述の「移管」の定義に基づき、自己都合転居と認定した。

なお前記1 請求人の主張の（1）のアに記載されている「家主に相談したところ退去が必要になったため」の記述は同月4日に前実施機関が処分庁に来所。前実施機関からの説明では①URや不動産管理会社から退去を要請した事実はないこと②請求人の引越しに伴う家財は就業先の代表者がトラックにて輸送③敷金は請求人本人が拋出④就業先の代表者からの金銭援助は一切なかった、など虚偽の申告による不正な手段による保護を受給していたことが同日に行った調査で判明した。前実施機関から処分庁に対して、事実認定に誤りがあったことの報告を受けた。

ケ 次に、請求人の預金通帳にて累積金421,250円、及び入出金記録を確認。保護手帳（2015年度版）P339・次第8-3（収入として認定しないものの取扱い項目）に該当する収入の精査を行う。平成26年10月24日から平成28年6月24日まで

の収入は前実施機関からの保護費及びアルバイト収入である。同月30日に家具什器等を購入しており、前記クの自己都合転居の認定と併せ、法第4条（保護の補足性）及び事例集・問8-13（移管ケースの手持ち金）に基づき、活用を求めべき資産と認定した。従って処分庁が請求人の手持金を活用すべき資産として、処分庁に於ける最低生活費（108,650円※家賃代36,200円を含む）を考慮すれば約3ヶ月間の生計維持が可能と判断したことは決して不当な取り扱いではない。

コ しかしながら、かかる事情では請求人は平成28年7月1日より保護適用となり得ず、請求人には迅速な国民健康保険・国民年金への加入手続きが必要となることは明白であり、同日の午後、就業先の代表者とA市社会福祉協議会職員に対して、自己都合転居と認定したこと。預貯金を法第4条の活用できる資力として認定したこと。及び、法第4条（保護の補足性）に基づき、手持金の残金が請求人の処分庁に於ける最低生活費（108,650円※家賃代36,200円を含む）を考慮し、手持金が100,000円前後になってから再度、保護の申請が必要なこと。請求人には国民健康保険と国民年金への加入手続きが必要であることを併せて電話にて説明を行った。

サ 前記1 請求人の主張の（1）のアに記載されている「生活保護の辞退申込書を処分庁職員に渡され、平成28年7月8日に自宅に取りに来る」記述を検証する。処分庁では保護申請時は不要式行為であることに鑑み、申請の辞退・取下げ書式は存在していない。申請者の意思に基づく任意の書式のみ受理している。よって書式が存在しない為、請求人に交付し得ず、自宅に何うと発言した事実はない。処分庁の職員は、申請の取下げや不服申し立て制度の説明を行うため訪問すると発言した。

シ 前記1 請求人の主張の（1）のエ、オについて検証する。前記キを行った際、取下げは強制ではなく請求人の意思を尊重する旨を何度も伝えたが、「わからない」、「書けない」と発言し、内容について理解できない様子であった。傍らにいた就業先の代表者より「請求人にいくら説明しても理解不能だ」・「取下げの意味なんてわかるはずがない」・「これ以上説明しても無駄」・「強制するな」と請求人への説明途中に発言があった。

ス 本事案において前実施機関管内から処分庁管内への転居は請求人の意思に基づかず、就業先の代表者がその知人に請求人の面倒を見ることを依頼し、知人の居住地（団地）に請求人を転居させたものである。

平成28年7月4日、処分庁が前実施機関から受けた説明では、前実施機関の地区担当員は就業先の代表者からの申告のみを信じて必要な裏付け調査を行わなかった。その結果、URや不動産管理会社から退去を要請した事実はないこと。請求人の引越しに伴う家財は就業先の代表者がトラックにて輸送。敷金は請求人本人が拠出。就業先の代表者からの金銭援助は一切ない。とする虚偽申告に気付かなかった。また処分庁からの指摘があるまで就業先の代表者の知人の存在及びその知人の居住地（団地）に請求人を転居させたものであったことを認識していなかった。累積金については、同年6月15日に処分庁に移管要請の連絡を入れる時点では把握していなかった。A市社会福祉協議会

職員から再三に渡り請求人が多額の累積金を持った状態での処分庁の手持金認定認否の照会を受け、ようやく存在を把握するに至った。

また前実施機関の査察指導員は請求人のケース記録に捺印しながら、「読んでいなかった。」と処分庁に弁明。

実施機関として業務怠慢、事実認定誤り。請求人の援助方針誤りと言わざるを得ない。

セ また審査請求書について、「1 審査請求人の住所及び氏名」への記載は請求人本人の自署であると認める。しかしながら、別紙の審査請求書について①前述の審査請求書には日付の記載がないが、平成28年7月13日との日付が記載されていること。また氏名に誤りがあること。

②前記シに於いて弁明の通り、就業先の代表者は処分庁職員に対して「請求人にいくら説明しても理解不能だ」・「取下げの意味なんてわかるはずがない」・「これ以上説明しても無駄」と発言している。このことから請求人が自らの意思に基づきパソコンで理路整然とかかる書面を作成したことに疑念がある。

③後述は事実であるか定かではないが、同月14日に請求人の居宅を訪問の際、同日の以前の日に於いて、A市社会福祉協議会の職員が来訪。書面の内容を伝えず、大阪府に提出する書類と称して請求人に自署のみを行わせたのち、退室していたことを就業先の代表者が述べていた。

④審査請求書に於いて、請求人が自署している氏名は「 」。パソコンで作成された請求人氏名は「 」と記載されている。請求人本人が自身の氏名を間違うとは考えられない。

⑤またパソコンで作成されている審査請求書に於いて処分庁の発番を「第 号」としている。添付されている「本件却下決定通知書」に於ける発番は「 第 号」であり記載誤りである。

以上により審査請求書・別紙は請求人が自らの意思で作成したものではなく、第三者が作成した疑義がある。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が前実施機関から提供を受けた平成28年6月9日付けの前実施機関におけるケース記録票には、「請求人、就業先の代表者来所。就業先の代表者は請求人宅の保証人であるが、就業先の代表者は末期癌を患っており、請求人宅の管理会社へ『今後末期癌により入院することになるかもしれないため、保証人を継続することはできない』と伝えたところ、管理会社は契約継続不可として同日請求人に対し解約通知を出したとのこと。請求人は就労先が近いとして処分庁管内のUR賃貸住宅を申し込んでおり、同月30日に入居が決定しているとのこと。転居に際する費用については全額を就業先の代表者が捻出するとのこと。」との記載がある。

また、同月10日付けの前実施機関におけるケース診断会議記録票には、診断依頼事項として「請求人宅の保証人は就業先の代表者である。就業先の代表者は末期癌を患っており、就業先の代表者が請求人宅の管理会社へ『末期癌により入院することになるか

もしれない。長期入院の可能性もあるため保証人を継続することはできない』と伝えたところ、管理会社は契約継続不可として同月9日に請求人に対し解約通知を出した。請求人は就労先の市が近いということで処分庁管内のUR賃貸住宅に申し込み、同月30日に入居が決まった。転居費用は就業先の代表者が全額援助すること。本ケースについて、転居費用は就業先の代表者が全額援助することだが、生活保護手帳2015-P. 339『収入として認定しないものの取り扱い』(次第8-3-(3)-(ア)に準じ、本援助について収入として認定しないものとしてよろしいか。)、診断会議協議内容・要点として「就業先の代表者が支払う転居費用等の収入認定について」、診断結果として「生活保護手帳2015-P. 339次第8-3-(3)-(エ)、P. 346局第8-2-(4)に準じ収入認定除外として取り扱う。また処分庁への移管ケースとして取り扱う。」、援助方針として「請求人の転居について社協や障害者支援課と連絡を密にし、他実施機関等への引き継ぎを円滑に行う。」との記載がある。

イ 平成28年6月16日付けの処分庁のケース記録票には、「電話(同日15時)前実施機関地区担当員より受電。請求人に関する移管要請を行われる。(中略)就業先の代表者が請求人の居宅の保証人になっていた。就業先の代表者が末期癌を患い、就業先の代表者が請求人の転居費用を拠出して処分庁管内への転居を進める。前実施機関としては同年7月1日付で保護廃止予定。との説明を前実施機関地区担当員から受けた。」との記載がある。

ウ 平成28年7月1日に処分庁が受理した請求人の法による保護申請書には、「保護を申請する理由 A市マンション保証人不在及び生活苦の為、アルバイト先の社長により処分庁に世話になります。」との記載がある。

併せて、処分庁が受理した請求人の資産申告書には、預貯金として、「預金先 B銀行 C支店、口座氏名 請求人、預貯金額 421,250」との記載があり、通帳には、「年月日 同年6月24日、差引残高 421,250」との記載がある。なお、同通帳の余白に「同年7月1日分まで記帳済。同年6月24日から同年7月1日までの金銭の出入金がない旨、A市社会福祉協議会職員に確認済」との記載があり、併せて、処分庁担当者名の記載がある。また、同通帳には、「同年6月3日 振込 処分庁 76,720 差引残高701,587、(中略)同月17日 お支払金額20,000 差引残高645,970、同月20日 お支払金額95,720 差引残高550,250、同月24日 お支払金額39,000、40,000、50,000 差引残高421,250」との記載がある。

エ 平成28年7月1日に処分庁が受理した請求人あて領収証には、「金額40,000円、但 冷蔵庫、洗濯機、ウィンドクーラー、家具、炊飯器その他、領収日は平成28年6月30日」である旨の記載がある。

オ 平成28年7月1日付けの処分庁のケース記録票には、「来所(同日11時)請求人来所(同行者:リサイクルショップD 就業先の代表者・A市社会福祉協議会職員)。生活

保護の申請を行う。【相談内容】請求人の居住していた前実施機関管内のUR管理物件について、保証人の就業先の代表者が体調を崩したことからURより、保証人の再設定が立ち退きを求められた。就業先の代表者の知人がE団地にいることから請求人の居宅をE団地に居住地を設定のうえ転居を実施。請求人の面倒を看ることを就業先の代表者から知人をお願いしている。転居に要する費用は請求人ではなく就業先の代表者が負担した。処分庁管内に転居後も就業先の代表者が経営するリサイクルショップにてアルバイトとして就業。E団地から職場までは就業先の代表者が請求人の送迎を行う予定。請求人は療育手帳（B2）を所持。金銭管理をA市社会福祉協議会が行っており、処分庁管内の社会福祉協議会へ同月12日（火）に引き継ぐ予定。在宅支援サービスの継続について、同月4日（月）XXXXXXXXXX課にて手続きを行う予定。【対応】生活保護申請を受理する。【検討事項と事実認定】前実施機関は同年6月10日（金）の請求人のケース検討を実施。就業先の代表者が請求人の拠出した転居費用の扱いについて、保護手帳（2015年度版）P339・次第8-3-エ（自立更生を目的として恵与される金銭）に該当として収入認定除外を行っている。「自立更生」とは経済・日常生活・社会的の各「自立」について助長育成を行い、社会生活に適應させることを指すと解釈する。処分庁管内に転居後も請求人の就業先までの送迎は就業先の代表者が行うことから、本件に於いては転居を行うことにより、少なくとも経済的自立の目途が立つ状態でない、転居の目的を達し得ないと判断。また、同年7月1日付け前実施機関にて生活保護廃止。同日に処分庁にて保護申請では「自立更生」に該当しない。上述を踏まえ今回の転居は自己都合転居と認定する。【預金通帳について】請求人の預金通帳（B銀行C支店（中略））の預金残高、及び入出金記録を確認。金銭管理実施者であるA市社会福祉協議会職員より①通帳記帳済であり、同年6月24日以降、本日まで金銭の入出金はない②同月17日から同月24日までの出金は請求人の申告に基づき引き出したとの説明を受けた。なお、預金残高（421,250円）はA市社会福祉協議会における金銭管理による保護費の累積によるものである。【収入認定の取扱いについて】保護手帳（2015年度版）P339・次第8-3（収入として認定しないものの取扱い）に該当する収入の精査を行う。平成26年10月24日から平成28年6月24日までの収入は前実施機関から保護費のみであった。請求人の処分庁に於ける最低生活費（108,650円※家賃代36,200円を含む）を考慮すれば約3ヶ月間の生計維持が可能と判断した。【結論】同年7月1日付けにて保護適用とならないので、請求人には迅速な国民健康保険・国民年金への加入手続きが必要と判断。後刻、就業先の代表者とA市社会福祉協議会職員に今回の転居について処分庁は自己都合転居と認定。従い、手持金421,250円の容認が出来ず、残金が処分庁に於ける請求人の最低生活費（108,650円※家賃代36,200円を含む）を考慮して、預金残高が約100,000円前後になってから申請するように説明を行った。」との記載がある。

カ 平成28年7月4日付けの処分庁のケース記録票には、「(来所(同日16時30分)前実施機関査察指導員、地区担当員が来所。(中略)説明を受ける。(中略)同日、前実施機関の調査に於いて、UR及び不動産業者に調査を行った結果、請求人の支援者である就業先の代表者の申告内容が虚偽と判明したことを説明された。前実施機関の処理に

問題があったことを謝罪のうえ、今回の転居は自己都合転居であることを認め、見解を訂正された。(中略)また、請求人の手持金の金額について前実施機関の地区担当員は全く把握されていなく、処分庁への移管要請を行う過程でA市社会福祉協議会職員からの度重なる指摘で気付いたとの事であった。」との記載がある。

キ 平成28年7月6日付けの処分庁のケース記録票には、「電話(同日9時20分)就業先の代表者に架電。請求人に同月1日付けで保護適用にならない場合、申請の取り下げ、または却下通知の到達後不服申し立てが出来るとの制度上の説明を行い、請求人の同意を得るようであれば、保護申請の取り下げを要請する。請求人にも説明したいので、居宅訪問も行う必要があり、請求人の帰宅時間の確認を行う。」との記載がある。

ク 平成28年7月6日付けの処分庁のケース記録票には、「電話(同日12時30分)A市社会福祉協議会職員より受電。就業先の代表者より請求人に保護申請の取り下げを書かせることは容認出来ない旨の電話が前実施機関とA市社会福祉協議会職員にあった。前実施機関と協議した結果、自分が処分庁に連絡することになったことを述べられた。『申請の取り下げを強要することは法律違反ではないか。請求人の権利を奪うことは容認出来ない』と指摘された。処分庁として申請取り下げと却下通知の到来後に不服申し立てができることを請求人に説明の上、同意が得られれば申請取り下げを要請するが、強制的に請求人に書かせることはしないことを説明。また、同月4日に前実施機関との協議に於いて、前実施機関も請求人の転居は移管ではなく自己都合転居と認定。見解を改められたことを伝える。」との記載がある。

ケ 平成28年7月6日付けの処分庁のケース記録票には、「訪問(保護世帯 同日16時30分)請求人の居宅を訪問。(略)就業先の代表者も請求人の居宅にて待機されていた。請求人に対して、今回の処分庁管内への転居は自己都合転居となり預貯金を活用できる資金と認定すること。請求人に同月1日付けに保護申請した内容を取り下げることが出来ること、併せて処分庁として申請を受け付けた以上、所定の審査を行うも手持金の金額が約42万円あり、却下せざるを得ない。却下に不服があれば大阪府に申し立てができることを説明する。取り下げは強制ではなく請求人の意思を尊重する旨を何度も伝えるも、『わからない』、『書けない』と発言した。傍らにいた就業先の代表者より『請求人にいくら説明しても取り下げなんか理解できない』・『これ以上説明しても無駄』・『強制するな』と請求人への説明途中に発言を行われた。『診断名：精神発達遅滞』と読める医療機関の診断書を提示し、『こいつはこんな病気を持っている。預貯金が少なくなると請求人は自殺を図るかもしれない』、『何かあっても知らんぞ』(中略)との発言があった。ケースワーカーより就業先の代表者に対して、取り下げの意味を請求人が理解出来ないのであれば、法に定める必要な調査を行った後に却下通知を交付することを伝えた。」との記載がある。

コ 平成28年7月14日付けで前実施機関が請求人に対して通知した保護廃止決定通知書には、「3廃止する時期 同月1日、4廃止・停止の理由 請求人は、同年6月30日

に前実施機関管内から処分庁管内へ転居しました。転居に伴い、居住地の処分庁が生活保護の実施責任を負うこととなります。よって、法第19条第1項第1号及び法第26条に基づき、同年7月1日付で生活保護を廃止します。」との記載がある。

サ 前記1 請求人の主張の(2)と同一書類。

(3) 審理員の質問結果記録書には、以下の趣旨の記載がある。

最低生活費の算出にあたっての医療費の検討状況等について、「前実施機関での医療扶助も継続して支給されているものではないこと(定期通院歴なし。前実施機関ケース記録(平成28年3月1日)分にも、『膝痛のため過去に医院に通院していたが、回復したとして現在不通院であるとのこと。』との記録あり。)、処分庁での申請時の心身の状態についての記載欄には普通と記入していること、また申請時の面接の中で、現在継続して通院している実績はないことを面接者のFケースワーカーが確認したことから、医療扶助額を付加していない。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)には、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めている。
なお、同保護基準によると、請求人の居住地の級地区分は2級地-1とされ、居宅における生活扶助費を算定すると72,450円となり、住宅扶助費は家賃額の36,200円であり、その合計108,650円に医療費見込み額を計上した額が保護の要否判定に用いる最低生活費となるが、前記2 処分庁の主張の(3)のとおり、本件開始申請時点においては請求人の通院歴等はないことが認められる。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第12

3号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7において、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」と定めている。

- (5) 次官通知第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第3の18)保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の答において、「被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」と定めている。
- (7) 課長通知問(第10の9)「他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえないか。」の答において、「お見込みのとおりである。ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。」と定めている。
- (8) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問10の15「保護受給中のやり繰りにより生じた累積金の取り扱いについては、課第3の18で示されているが、転居等により実施機関が変わった場合(ケース移管)においても、これを適用して差し支えないか。」の答において、「他の実施機関の管内で、保護を受けていた者が転入してきた場合の取扱いは、課第10の9により、保護受給中の者に対する取扱いと同様に取り扱うこととされているため、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

前記1の(7)のとおり、他の実施機関へ転入した要保護者の保護の継続の要否については審査を要することとされている。

そこで、請求人の手持金についてみると、保護費のやり繰りによって生じた預貯金は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、保有を容認して差し支えないこと、また、転入の場合は保護受給中の者に対する取り扱いと同様に取り扱って差しつかえないとされているところ、請求人の預金残高は、転居前の平成28年6月17日には約65万円、同月20日には約55万円あったことが認められ、加えて同月30日には新たに冷蔵庫や洗濯機等を購入し、最低生活に直接必要な家具什器を備えた上で、なお421,450円の手持金を保有していることが認められる。

このことについて、就業先の代表者は、預貯金が少なくなることへの不安感を主張するものの、手持金にかかる具体的な使用目的についての申告はない。

よって、保護は、利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、不足分を補う程度において行うものであることを踏まえると、処分庁が、請求人の手持金421,450円について、請求人の生活実態を踏まえた上で特段の使用目的のない一般的な蓄財のためのものであると判断し、活用すべき資産であるとして保護の要否判定を行い、請求人の手持金が、請求人の最低生活費を明らかに超えており、申請日の時点では保護の必要性は認められないとして本件却下決定を行ったことが、違法又は不当であるとまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

(2) 大阪府行政不服審査会第3部会答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) まず、保護実施機関が、他管内からの被保護者の転居について、これを自己都合による転居であるか否かを判断することは、法の趣旨に合致しているとはいえない。なぜなら、法は、第19条第1項第1号により、保護実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」について保護を決定し、かつ、実施しなければならないことを定めるのみであって、自己都合転居に該当するか否かを判断し、取扱いに差を設ける規定は設けていないからである。また、同規定の趣旨を具体化した前記1の(7)によれば、他管内から被保護者が転入してきた場合、その者に係る保護の要否及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行うこととされている。

従って、処分庁は、請求人の転居が自己都合転居であるか否かを問うことなく、その管内に転入して居住地を有するという事実をもって、その保護の継続の要否について審

査を行うべきであった。なお、処分庁は、自己都合転居に当たると判断する上で、請求人の転居に至る経緯や就業先の代表者等との関係及び前実施機関からの移管要請に関わる諸事情を重視していることが認められる。しかしながら、そうした諸事情は、請求人が処分庁の管内に転入して居住地を有するに至った以上、その保護の継続要否の審査において考慮すべきではない。

(イ) 次に、処分庁は、請求人の預貯金について、「保護受給中のやり繰りにより生じた累積金」としてその保有が容認されるかを検討しなげなければならない。それにもかかわらず、処分庁は、本審査会から処分庁への質問に対する回答書（以下「回答書」という。）の中で、「問答集問10-15については、ケース移管時の保護費の累積金の取り扱いについての実施要領であり、自己都合転居による従前の実施機関の廃止、転入の場合とは異なる」という独自の解釈を示しており、請求人の転居を自己都合転居と認定することにより、その預貯金の保有が容認されるか否かの検討において、「ケース移管」と認定された場合の累積金の取り扱いと比べ、請求人にとって不利益な取扱いをしたことが認められる。こうした不利益的取扱いは、前記（ア）で述べたとおり、法の趣旨に合致しないといわなければならない。

(ウ) さらに、預貯金の保有が容認されるか否かの検討については、まず、最高裁判所平成16年3月16日判決（民集58巻3号647頁。学資保険訴訟上告審判決）が参照されなければならない。同判決は、法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等（給付される保護金品並びに被保護者の金銭及び物品）を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらないと判示している。

また、前記1の（6）は、同判決の趣旨に沿って、生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合の取扱いを定めており、ここでは、使用目的が具体的に特定されていることを前提としているようにもみえる（審理員意見書はそうした解釈を示す）が、この点に関して、秋田地方裁判所の判示部分を踏まえると、最低生活費を原資とする預貯金は、その使用目的が具体的でなくても、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、その保有が容認され得るのである。

そして、この判示は、預貯金の「使用目的が法の目的ないし趣旨に反しないものと認められる」場合に保有を認める点で、前記最高裁判決と同趣旨である。

(エ) 本件についてみると、まず、請求人の平成28年6月24日時点の預金残高である421,250円が月々の最低生活費からやり繰りして生じたものであることは、処分庁も認めるところである。

ところが、処分庁は、請求人が保護申請をした同年7月1日のうちに、その転居が自己都合転居であるという認定のもと、預貯金の保有を容認できないという判断を行い、その旨を、就業先の代表者及びA市社会福祉協議会の職員に告げている。この事実から、処分庁は、請求人から預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるかどうかについて十分な調査、検討を行っていないことが明らかである。

この点について、処分庁は、回答書の中で、「転居直後のため生活必需品等の購入の有無、予定等用途目的について聴取を行い、購入予定のないことを確認している」と回答しているが、請求人の意見をいつ、どこで、どのように確認したのかについては明確に記されておらず、またケース記録等の事件記録からは処分庁の上記回答を裏付ける事実を認定することができない。

以上より、処分庁が、請求人の預貯金の保有が容認されるかについて十分な検討を行わないまま、これを活用すべき資産に当たると結論づけ、管内における最低生活費を考慮すれば約3か月間の生計維持が可能であるとして本件却下決定を行ったことは違法又は不当であるから、本件却下決定は取り消されるべきである。

3 本件却下決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年6月16日に前実施機関から移管の連絡を受け、同年7月1日に請求人からの本件開始申請書を受理した。処分庁は審査を行ったところ、請求人は前実施機関に対し虚偽の申告をして処分庁管内へ転入したこと、また、請求人の手持金は最低生活費を大幅に上回っていることから、手持金の活用により生計維持は可能であるとして、本件却下決定を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、請求人の処分庁管内への転入は、転入後も就業先の代表者が行うことから転居により経済的自立の目途が立つものでなく、自己都合転居であり、請求人の累積金421,250円は前実施機関からの保護費及びアルバイト収入であるが、事例集問8の13に基づき、活用を求めべき資産と認定し、処分庁管内における最低生活費を考慮すれば約3か月の生計維持が可能と判断でき、よって本件却下決定を行った旨主張する。

前記1の(1)及び(2)のとおり、保護は、利用し得る資産を最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、不足分を補う程度において行うものであることを踏まえると、請求人の手持金は活用すべき資産であるとして考えることも可能であり、前記2の(1)の審理員意見書では具体的な使用目的の申告がなかったとして本件却下決定に違法又は不当な点までは認められないとしている。

しかしながら、前記2の(2)の審査会答申書にあるとおり、最高裁判所判決や秋田地方裁判所判決を踏まえると、必ずしも使用目的が具体的に特定されていることを前提とするものではなく、法の目的ないし趣旨に反しないものであれば、その保有が容認され得るところ、処分庁はこの手持金について、請求人から使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるかどうかについて十分な調査、検討を行っていないことが認められる。

よって、十分な検討を行わないままこれを活用すべき資産にあたと結論づけ、管内における最低生活費を考慮すれば約3か月間の生計維持が可能であるとした本件却下決定に違法又は不当な点が認められる。

(3) なお、請求人は、申請後、電話による却下連絡があったこと、希望したわけでもない

のに辞退届を書かせようとしたこと等に不満がある旨主張するが、この点については、前記2 処分庁の主張の(1)のウ及び(2)のオのとおり、処分庁は、本件却下決定に先立ち、電話にて、就業先の代表者とA市社会福祉協議会職員に対し、保護適用となり得ないため国民健康保険や国民年金の加入手続きが必要である旨の連絡を本件開始申請日に行ったことは認められるが、後日、前記2 処分庁の主張の(1)のキ及び(2)のサのとおり、本件却下決定通知書を請求人に手交している事実が認められることから、違法又は不当な点は認められない。

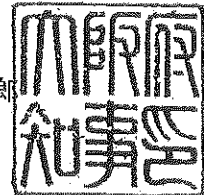
また、前記2 処分庁の主張の(1)のサ及びシまた(2)のク及びケのとおり、処分庁は、辞退届の書式そのものが存在しないため交付もし得ず、本件開始申請取下げは強制ではなく請求人の意思を尊重することを何度も伝えた旨主張しており、一方、請求人からは処分庁が強制したという具体的な反論がなく、また、本件却下決定通知書が速やかに手交されたことを踏まえると、辞退届の強要はなかったものと判断せざるを得ない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月12日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告と

して（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

